

火災・風水害によって被災 されたかたへの支援の手引き

東村山市

火災・風水害によって被災されたかたへの支援の手引き 目次

り災証明書に関すること	1
災害見舞金等に関すること	2
一般廃棄物に関すること	3
住まいに関すること	4
税金に関すること	5
物資に関すること	6
生活資金に関すること	7
介護保険に関すること	8
障害福祉サービスに関すること	9
国民健康保険に関すること	10
後期高齢者医療保険に関すること	11
国民年金保険料に関すること	12
保育所利用者負担（保育料）に関すること	13
教育費に関すること	14
ライフライン事業者の連絡先	15

この手引きは、火災や風水害によって被災された市民のかたが市の支援制度を最大限に活用しながら生活再建をしていただくよう支援制度をまとめたものです。

その他の制度については内閣府に資料がありますので、こちらをご参考にしてください。

内閣府HP <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html>

り災証明書に関すること

り災証明書の発行

水害等により被害を受けたかたに対し、り災証明書を発行します。

【条件】

- 自然災害による被害であること。
- 被害を受けた物の所有者または占有者であること。

【お問い合わせ】

防災安全課

火災の場合は消防署で交付を受けることとなりますので詳細については東村山消防署（042-391-0119）へお問い合わせください。

災害見舞金等に関すること

災害見舞金等の支給

火災又は水害により被害を受けたかたや死亡したかたのご遺族に対して、災害見舞金・災害弔慰金の支給を行う制度があります。

【条件】

○被害の原因となる自然災害が災害救助法の適用に至らないものであること。

【お問い合わせ】

防災安全課

一般廃棄物に関すること

一般廃棄物処理手数料の減免

震災、火災その他の災害により著しい被害を受けた市民のかたに対し、一般廃棄物処理手数料を減免する制度があります。

【条件】

- 一般廃棄物を秋水園へ搬入する前に、減免申請を行っていただく必要があります。
- 「ごみ」は市の分別基準に合わせて、分けて搬入していただきます。

【搬入までの手順】

秋水園に搬入出来ない「ごみ」があることから、減免申請を行う前に現場にてごみの種類等を確認させていただきます。

※減免申請についての説明及び現場確認を行う日程調整をさせていただきますので、事前に廃棄物総務課（秋水園）へご連絡をお願いします。

↓

ご本人による減免申請 <申請先：廃棄物総務課（秋水園）>

↓

減免決定通知書発行 <発行者：廃棄物総務課（秋水園）>

↓

ご本人による自己搬入 <持参書類：減免決定通知書>

【減免申請に必要な物】

- 廃棄物処理手数料減免申請書（廃棄物総務課（秋水園）にあります）
- り災証明書（1頁をご参照下さい）
- 印鑑

【お問い合わせ】

廃棄物総務課

住まいに関すること

公営住宅の特定入居

火災、震災、風水害等の災害を受けた市民のかたに対し、公営住宅に公募によらず「特定入居」できる制度があります。

【条件】

- 公営住宅に空室があること。
- 災害により住宅が滅失していること。

【お問い合わせ】

東京都住宅供給公社 03-3498-8894
環境・住宅課

税金に関すること

固定資産税の減免

火災、震災、風水害等の災害により家屋・土地・償却資産に著しい被害を受けたかたの固定資産税を減額または免除する制度があります。

【条件】

○家屋・土地・償却資産の滅失の程度により減免の割合が異なりますので、詳細については下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

課税課

市税等の徴収猶予

火災、震災、風水害等の災害により財産が滅失し、市税等を一時に納付することが出来ない場合、徴収を猶予する制度があります。

【条件】

- 災害により財産が滅失していること。
- 1年以内に完納できる納付計画があること。

【お問い合わせ】

収納課

物資に関すること

災害救援用物資の配備

火災、震災、風水害等の災害を受けた市民のかたに対し、災害救援用物資（毛布・バスタオル・安眠セット・緊急セット）を配備する制度があります。

【条件】

○火災、震災、風水害等の災害を受けた市民のかたで災害救援物資を必要とするとき

【お問い合わせ】

地域福祉推進課
防災安全課

生活資金に関すること

応急小口資金貸付制度

生活保護世帯に準ずる所得の低い世帯等を対象に、不測の事態による緊急かつ一時的な援護が必要な場合、東村山市社会福祉協議会が小口資金を貸し付ける制度です。

貸付条件・基準等が定められておりますので、詳細については下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

東村山市社会福祉協議会 042-394-6333

生活福祉資金（福祉費）貸付制度

所得の低い世帯等を対象に、災害（火災、震災、風水害等）を受けたことにより臨時に必要な経費を東京都社会福祉協議会が貸し付ける制度です。

貸付条件・基準等が定められておりますので、詳細については下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

東村山市社会福祉協議会 042-394-6333

介護保険に関すること

介護保険料、介護サービスの利用料の徴収猶予・減免

火災、震災、風水害等の災害により住居、家財等に損害を受けた市民のかたに対し介護保険料、介護サービスの利用料を徴収猶予・減免する制度があります。

【条件】

○被災の程度によって徴収猶予・減免の対象範囲が異なりますので、詳細については下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

介護保険課

障害福祉サービスに関すること

障害福祉サービスの利用料の減免

火災、震災、風水害等の災害を受けた市民のかたに対し、障害福祉サービスの利用料を減免する制度があります。

【条件】

- 当市で障害福祉サービスの支給決定を受けていること。

【お問い合わせ】

障害支援課

国民健康保険に関すること

国民健康保険税の減免

火災、震災、風水害等の災害により住居、店舗又は動産等の資産に重大な損害を受けた市民のかたに対し、国民健康保険税を減免する制度があります。

【条件】

○被災の程度によって減免の対象範囲が異なりますので、詳細については下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

保険年金課

国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予

火災、震災、風水害等の災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたかたに対し国民健康保険一部負担金の減免及び徴収を猶予する制度があります。

【条件】

○被災の程度によって減免の対象範囲が異なりますので、詳細については下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

保険年金課

後期高齢者医療保険に関すること

後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免

火災、震災、風水害等の災害により重大な損害を受けた市民のかたに対し後期高齢者医療保険料の徴収を猶予又は減免する制度があります。

【条件】

○被災の程度によって減免の対象範囲が異なりますので、詳細については下記へご問い合わせください。

【お問い合わせ】

保険年金課

後期高齢者医療一部負担金の減免及び徴収猶予

被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主のかたが火災、震災、風水害等の災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき等により、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な場合、後期高齢者医療一部負担金を減額、免除、または徴収を猶予する制度があります。

【条件】

○一部負担金を支払うことが困難と広域連合が認めたとき。

【お問い合わせ】

保険年金課

国民年金保険料に関すること

国民年金保険料の免除

火災、震災、風水害等の災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有する財産に被害を受けたかたに対し、国民年金の保険料を免除する制度があります（審査は日本年金機構が行います）。

【条件】

- 住宅、家財、その他の財産につき被害金額が、その価格の概ね2分の1以上であること。
- 被災の程度によって減免の対象範囲が異なりますので、詳細については下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

保険年金課

日本年金機構武蔵野年金事務所 0422-56-1411

保育所利用者負担(保育料)に関すること

保育所利用者負担（保育料）等の一部減免

災害等により被害を受けたかたに対し保育所利用者負担、一時保育料を減免する制度があります。

【条件】

○被災の程度によって減免の対象範囲が異なりますので、詳細については下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

子ども育成課

教育費に関すること

教育費援助制度

災害を受けた世帯の児童生徒の小中学校でかかる教育費（学用品費や給食費
等など）の一部を援助する制度があります。

【お問い合わせ】

学務課

ライフライン事業者の連絡先

電気

東京電力多摩カスタマーセンター

電 話 0120-995-662

受付時間 月曜日～土曜日（休祝日を除く） 午前9時～午後5時

ガス

東京ガスお客様センター

電 話 0570-00-2211

受付時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後7時

日曜日・祝日 午前9時～午後5時

水道

東京都水道局 多摩お客様センター

電 話 0570-091-101 042-548-5110

受付時間 月曜日～土曜日（休祝日を除く） 午前9時～午後5時

電話

NTT東日本東京サービス運営部 西フィールドサービスセンター運営担当

電 話 116（市外局番なし）042-528-4605

受付時間 午前9時～午後5時 土日・祝祭日も営業（年末年始を除く）

火災・風水害によって被災されたかたへの支援の手引き

平成30年3月 作成

発行 環境安全部防災安全課

電話 042-393-5111 内線 2434
